

第39回全国统一キャンペーン 東地税協実施要領

営業職員表彰

VIP大型総合保障制度

■全税共会長賞

☆☆☆トリプルスター 表彰状・10万円商品券
+創立50周年記念特別5万円商品券
東京地方地区内 最高挙績者1名

☆☆ダブルスター 表彰状・7万円商品券
+創立50周年記念特別3万円商品券
東京地方地区内 第2位挙績者1名

★シングルスター 表彰状・6万円商品券
+創立50周年記念特別2万円商品券
東京地方地区内 第3位挙績者1名

※上記の各賞は理事長賞・金賞・銀賞・銅賞・努力賞と重複して表彰しない。
※会長賞☆☆☆・☆☆・★はS、Pいずれの報告でも評価の対象とし、S1億円=P7万円
の換算式により挙績順位を決定する。
※Sは期間中に成立した契約の保険金額の合計、Pは期間中に成立した契約の
初回保険料の月額合計額とする。
※年払いの保険料は1ヶ月分保険料(1/12)を計上する。

【全税共特別賞】

■ウルトラ会長賞 表彰状・5万円商品券
第37回～第39回キャンペーン
において3年連続で「会長賞」
を受賞し、かつ3年連続で「キ
ングオブキングス」を受賞した方

■キングオブキングス 表彰状・10万円商品券
保険金額(S)20億円以上又は
保険料(P)月額140万円以上の方

●全税共年金

■創立50周年記念特別賞 表彰状・5万円商品券
月払50口(250,000円)以上

■年金プラチナ賞 表彰状・1万円商品券
月払20口(100,000円)以上

■年金ゴールド賞 表彰状・5千円商品券
月払10口(50,000円)以上

■特別賞 表彰状・10万円商品券
クイーンオブクイーンズ 月払100口(500,000円)以上

※上記各賞は重複して表彰しない。
※一括払は1口(100,000円)=月払0.2口(1,000円)換算する。

年間表彰

●期間：令和5年12月1日～令和6年8月31日

■創立50周年記念特別賞 表彰状・30万円商品券
全税共主催の表彰式にご招待
保険料(P)月額300万円以上

■全税共年間賞A 表彰状・20万円商品券
全税共主催の表彰式にご招待
保険料(P)月額200万円以上

■全税共年間賞B 表彰状・10万円商品券
保険料(P)月額100万円以上

※上記各賞は重複して表彰しない。
※全税共年金は月払1口=5,000円で計算し、加算できる。
※一括払は1口(100,000円)=月払0.2口(1,000円)換算する。

支社・機関表彰

●支社表彰

■優秀支社20 感謝状・20万円記念品料
+創立50周年記念特別5万円記念品料
VIP銅賞以上入賞者が合計20名
以上または支社における挙績
(非入賞者の挙績を含む)が保
険料(P)月額300万円以上と
なった支社

※上記の賞は東地税協特別施策支社表彰と重複して表彰しない。

●機関表彰

■優秀機関賞 感謝状・7万円記念品料
VIP銅賞以上入賞者が5名以上
または機関における挙績(非入
賞者の挙績を含む)が保険料(P)月
額200万円以上となった機関

※上記の賞は東地税協特別施策機関表彰と重複して表彰しない。
※年間賞の人数を除く。

(注)賞品・賞金の課税について
受賞者又は保険会社現地支社等が受け取る受賞に伴う賞品・賞金は、課
税所得の対象となり申告義務が生じます。

表彰祝賀会

とき：令和7年2月6日(木)

ところ：横浜ベイホテル東急

招待者：被表彰者(機関長を含む)並びに支社長、本社役員。

主催 東京地方税理士協同組合 後援 全国税理士共栄会

対象については次のとおり取り扱うものとします。

- 対象・提携保険会社の営業職員及び支社(機関)
- ※1 代理店募集は除く。(税理士VIP代理店との共同募集の場合は、原則として半額を計上するものとする)
 - ※2 契約更改時等のカウント方法は、次のように統一する。
 - ①自社の全税共扱い商品を転換・増額した場合は増額分のみ計上。
 - ②自社の全税共扱い商品を更改(保険期間終了に伴う)した場合は全額を計上。
 - ③他契約(全税共扱い以外の契約又は他社の全税共扱い商品)からの変更は全額を計上。
 - ※3 保険会社の支社・機関等は、原則としてその所在地を管轄する委託組合のキャンペーンに参加する。(疑義のある場合は事前に保険会社・委託組合で協議する。)又、仮にその機関等が複数の委託組合にまたがった場合でも、表彰は1カウントとし、重複して(2つの委託組合で)表彰しない。

第39回全国統一キャンペーン 東地税協実施要領

営業職員表彰

VIP大型総合保障制度

- **理事長賞** 表彰状・5万円商品券
S基準5億円以上又はP基準月額35万円以上
- **金賞** 表彰状・3万円商品券
S基準3億円以上又はP基準月額21万円以上
- **銀賞** 表彰状・2万円商品券
S基準2億円以上又はP基準月額14万円以上
- **銅賞** 表彰状・1万円商品券
S基準1億円以上又はP基準月額7万円以上
- **リピート賞** 1万円商品券
銅賞以上入賞者の内、今回を含め連続3回以上入賞
- **努力賞** 表彰祝賀会に招待
S基準8千万円以上又はP基準月額5万円以上

※理事長賞・金賞・銀賞・銅賞・努力賞は重複して表彰しない。
 ※Sは期間中に成立した契約保険金額の合計、Pは期間中に成立した契約の初回保険料の月額合計額とする。
 ※年払いの保険料は1ヶ月分保険料(1/12)を計上する。

支社・機関表彰

支社表彰

- **特別支社 50** 感謝状・55万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が50名以上の支社
- **特別支社 45** 感謝状・50万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が45名以上の支社
- **特別支社 40** 感謝状・45万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が40名以上の支社
- **特別支社 35** 感謝状・40万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が35名以上の支社
- **特別支社 30** 感謝状・35万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が30名以上の支社
- **特別支社 25** 感謝状・30万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が25名以上の支社
- **特別支社 15** 感謝状・20万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が15名以上の支社
- **特別支社 10** 感謝状・15万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が10名以上の支社

※上記の各賞は全税共施策優秀支社20と重複して表彰しない。
 ※年間賞の人数を除く。
 ※VIP銅賞以上の入賞者を55名以上輩出した支社は、感謝状と入賞者数に1万円を乗じた記念品料を5万円(ただし1万円単位は5万円刻み)を進呈。

年間表彰

● 期間：令和5年12月1日～令和6年8月31日

VIP年間表彰

- **年間7(セブン)賞** 表彰状・7万円商品券
S基準7億円以上又はP基準月額49万円以上
- **年間5(ファイブ)賞** 表彰状・5万円商品券
S基準5億円以上又はP基準月額35万円以上
- **年間努力賞** 表彰祝賀会にご招待
P基準月額21万円以上

※上記の各賞は重複して表彰しない。

機関表彰

- **東地税協優秀機関賞** 感謝状・入賞者数×1万円+2万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が6名以上
- **東地税協機関賞** 感謝状・1万円記念品料
VIP銅賞以上の入賞者が2名以上

※上記の各賞は全税共施策優秀機関賞と重複して表彰しない。
 ※年間賞の人数を除く。

(注)賞品・賞金の課税について
 受賞者又は保険会社現地支社等が受け取る受賞に伴う賞品・賞金は、課税所得の対象となり申告義務が生じます。

表彰祝賀会

とき：令和7年2月6日(木)

ところ：横浜ベイホテル東急

招待者：被表彰者(機関長を含む)並びに支社長、本社役員。

主催 東京地方税理士協同組合 後援 全国税理士共栄会

対象については次のとおり取り扱うものとします。

- 対象・提携保険会社の営業職員及び支社(機関)
- ※1 代理店募集は除く。(税理士VIP代理店との共同募集の場合は、原則として半額を計上するものとする)
 - ※2 契約更改時等のカウント方法は、次のように統一する。
 - ① 自社の全税共扱い商品を転換・増額した場合は増額分のみ計上。
 - ② 自社の全税共扱い商品を更改(保険期間終了に伴う)した場合は全額を計上。
 - ③ 他契約(全税共扱い以外の契約又は他社の全税共扱い商品)からの変更は全額を計上。
 - ※3 保険会社の支社・機関等は、原則としてその所在地を管轄する委託組合のキャンペーンに参加する。(疑義のある場合は事前に保険会社・委託組合で協議する。)又、仮にその機関等が複数の委託組合にまたがった場合でも、表彰は1カウントとし、重複して(2つの委託組合で)表彰しない。